

徳島大学理工学部理工学科電気電子システムコース 教育プログラム委員会 規則

平成 30 年 7 月 31 日

電気電子システム コース会議 制定

(設置)

1. 徳島大学理工学部理工学科電気電子システムコースに、教育プログラム委員会を置く。

(目的)

2. 本委員会は、本コースの教育および大学院システム創生工学専攻電気電子創生工学コースの教育に関し、理念や目標の設定、自己点検と評価、問題点の抽出と改善策などを検討して、教育プログラムを継続的に改善することを目的とする。

(所掌事項)

3. 本委員会は、以下の事項を検討する。

- (1) 本コースの教育理念、教育目的に関すること
- (2) 設定された教育目標に対するカリキュラムや履修方法に関すること
- (3) 学生の成績評価や到達度評価、あるいはその方法に関すること
- (4) 勉学・生活のサポート体制、教育環境の整備、入学試験に関すること
- (5) 留学生、編入学生に対する履修方法の指導および生活上のサポート体制に関すること
- (6) 学部・大学院の教育プログラムの改善に対するプロジェクト設計（応募）に関すること
- (7) 本委員会自体の構成や業務内容など、教育システムの改善に関して必要と認めるうこと
- (8) その他、教育システムの改善に関して必要と認めること

(組織)

4. 本委員会は、コース長、副コース長、本コース JABEE 受審 WG 委員会委員長、HP 管理者、本コースから選任された理工学部教務委員、学生委員、入試委員、F D 委員、自己点検・評価委員、広報委員で組織する。

(任期)

5. 本委員会の委員の任期は原則として 1 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

6. 本委員会に 1 名の委員長を置き、原則としてコース長が就任するものとする。

7. 委員長に事故があるときは、委員長に指名された委員が、その職務を代理する。

(会議)

8. 本委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

9. 会議は、委員が参考して行うほか、電子的な方法を用いることができる。

10. 本委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

11. 審議事項は、その要旨を記録し、コース会議に報告しなければならない。

(小委員会)

12. 教育システム WG、カリキュラム WG、評価実施 WG の三つの小委員会を設置して、個別の事柄に対応するものとする。

(規則の改正)

13. この規則は、コース会議の議を経て改正することができる。

附則 1. この規則は、平成 30 年 7 月 31 日から施行する。